

令和6年度
亀岡市フレイル予防特化型介護予防事業
実施業務委託

公募型プロポーザル実施要領

亀岡市 健康福祉部 健康増進課

1 目的

亀岡市では、介護予防・重度化防止の取組において、特に高齢者がフレイル状態に陥ることを防ぐことに重点をおいた新たな介護予防拠点を創出するためにフレイル予防特化型介護予防事業を実施します。当事業を実施するため、プロポーザル方式により業務委託に適切な事業者を選定します。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和6年度亀岡市フレイル予防特化型介護予防事業実施業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 見積限度額 1か所あたり600,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む)

3 実施形式

公募型

4 日程（予定）

- 令和6年4月19日（金） 公募開始
- 令和6年4月26日（金） 質問締切
- 令和6年5月 1日（水） 質問に対する回答
- 令和6年5月 9日（木） 参加申込期限
- 令和6年5月17日（金） 企画提案書の提出締切
- 令和6年5月22日（水） プレゼンテーション審査

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 公告から契約締結日までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）

が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 業務一括再委託しないこと。
- (7) 国や市が推進する介護予防・重度化防止の施策を理解し、介護予防等の取組の実績があり、精通していること。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付方法 別添の質問票に質問内容を記載し、電子メールで提出
※受信確認のため、送信後、市役所の業務時間内(午前9時から午後5時15分まで。土日祝日除く)に事務局に電話連絡してください。
- (2) 受付期限 令和6年4月26日(金)午後5時まで
- (3) 送付先 kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp (健康増進課メールアドレス)
- (4) 回答方法 令和6年5月1日(水)に市ホームページに掲載

7 参加申込

- (1) 提出書類
 - ①プロポーザル参加申込書(様式1)
 - ②団体等概要(様式2)
※活動実績のわかる資料(任意様式)を添付すること
 - ③業務実績書(様式3)
 - ④亀岡市における入札参加資格認定通知書(受領書)の写し
※お持ちでない場合は、下記のカッコ内の書類を提出願います。
 - ⑤誓約書(様式4)
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 持参または郵送
- (4) 提出期限 令和6年5月9日(木)午後5時まで
※郵送の場合は、5月9日(木)必着
- (5) 提出場所 13 担当課等(問い合わせ先)に同じ

④亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写しをお持ちでない場合は、次の書類を提出してください。

（提出部数各1部）

- (1) 法人にあっては、商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）
- (2) 個人にあっては、住民票等住所がわかる証明書
- (3) 法人にあっては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
- (4) 個人にあっては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の2）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
- (5) 役員一覧表（様式5）
- (6) 支店・営業所の場合、本社の委任状

8 企画提案書の提出方法

参加申込みした場合は、次にとおり企画提案書を提出してください。

(1) 提出書類

①提案書表紙（様式6）

②提案書（任意様式）

○A4判（縦）に横書きとします。

○提案内容

- ・団体等概要…団体等の規模や活動内容等
- ・活動実績…本事業と同様の内容の実績、経験等
- ・本事業に対しての団体等の取組、基本方針、本事業の提案概要及び特長
- ・実施体制…本事業の従事者数及び従事者の雇用形態、職種等
- ・提案内容…別紙仕様書「4 業務の内容」参照
- ・実施スケジュール
- ・その他…上記項目以外の特記すべき事項（ある場合のみ）

③経費の見積書（任意様式）

○見積金額は税込とし、見積限度額以下の金額にしてください。また、提出の際には封入し割印をしてください。

④予定担当者調書（様式7）

(2) 提出部数 正本1部 副本6部

(3) 作成上の注意

- ① 企画提案書表紙（様式6）について、正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。なお、副本には会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。

- ② 企画提案書各ページには、提案者が特定できる情報は記載しないこと。
 - ③ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とする。
 - ④ 文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。
 - ⑤ 企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。
 - ⑥ 企画提案書の下段中央にページ番号を付すこと。
 - ⑦ 用紙は、A4片面印刷を基本とし、A4を超えるものは折り込みでA4とすること。
 - ⑧ 使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- (4) 提出方法 持参または郵送
 - (5) 提出締切 令和6年5月17日(金)午後5時まで
※郵送の場合は、5月17日(金)必着
 - (6) 提出場所 13 担当課等(問い合わせ先)に同じ

9 審査

参加要件を満たすと認められた事業者に対し、亀岡市介護予防拠点活動支援事業(フレイル特化型)モデル事業実施業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、別表「審査項目」に基づいた書類審査およびプレゼンテーション審査を実施します。

- (1) 日時 令和6年5月22日(水)予定 ※電子メールにて別途通知します
- (2) 場所 亀岡市役所 会議室
- (3) 出席者 出席者は2名以内とする。
- (4) 所要時間 20分以内(準備3分、説明10分、質疑応答5分、片づけ2分)
- (5) 内容 説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。
- (6) 審査項目(※配点は別表参照)
 - ① 全体の評価 (1) 提案内容の的確性
(2) 提案内容の実現性
(3) 事業への意欲
 - ② 提案項目の評価
 - ・プログラム実施業務 (1) 的確性 (2) 実現性 (3) 独創性
 - ・効果測定業務 (1) 的確性 (2) 実現性 (3) 独創性
 - ③ 業務実施体制の評価 (1) 人員 (2) 行程
 - ④ その他(客観的項目評価) (1) 業務実績、価格点等

10 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を候補者として決定します。最高評価点を得たものが複数の場合は、①全体の評価(2)提案内容の実現性の項目で一番評価の高い者を候補者とします。なお、最高評価点を得たものが評価配点合計の5割に満たない場合にあつては、候補者の選定を行わず、再公募するものとします。

原則、実施会場数は5か所としますが、優先契約交渉事業者の実施会場数が5か所未満の場合、優先契約交渉事業者及び担当課(健康増進課)において、実施会場数が5か所(市街地2か所、中山間部・山間部3か所)となるよう協議します。協議の上、実施会場数が5か所未満となった場合、次点評価点(評価配点5割を満たしていることが必要)の事業者及び担当課(健康増進課)において、実施会場数が5か所(市街地2か所、中山間部・山間部3か所)となるよう協議します。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知します。なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等において指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがあります。

11 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行います。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行います。

- (1) 「5 参加資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

12 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み(参加承諾)後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届(様式8)を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前の本市の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類等は返却しない。

- (7) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (8) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と市と協議の上、決定することとする。
- (9) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (10) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成18年条例第9号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (12) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ①提出期限を過ぎて提出された場合
 - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - ④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (13) 審査内容や審査経過については、公表しない。
- (14) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (15) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (16) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。
- (17) 参加者が1者の場合は、プロポーザルの手続きは継続し、審査の結果、評価配点合計の5割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募する。

1.3 担当課等（問い合わせ先）

亀岡市健康福祉部健康増進課（1階16番窓口） 担当 井尻・中澤

所在地：〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

電話：0771-25-5004（直通）

FAX：0771-24-3070

E-mail：kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp